

入札番号 第2号

造 林 事 業 請 負
(花輪地区、下刈)

入 札 説 明 資 料

令和7年3月31日

米代東部森林管理署

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 造林事業請負（花輪地区、下刈）
- 2 事業場所 秋田県鹿角市花輪外1字柴内山外9国有林3103林班は小班外
- 3 事業量 下刈 47.12ha
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から令和7年10月31日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙1事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也)
- 6 技術提案事項の履行確保
別紙2のとおり
- 7 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
	部分払	回以内	第38条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

8 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
なし				

9 特約事項

別紙3のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年 月 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 秋田県大館市上代野字中岱3-23
分任支出負担行為担当官
米代東部森林管理署長 五十嵐 和人 印

請負者 住所
氏名 印

事業内訳書

造林事業請負(花輪地区) No.1

記入 番号	作業種	作業手段	林小班	数 量	事業期間	担当区	備 考 材料品等
1	下刈(筋刈)	機械・人力	3103 は	0.51 ha (0.69)ha	R7.6.1 ~R7.10.31	柴内	植付年度R2 刈幅1.6m
2	下刈(筋刈)	機械・人力	3104 い内	0.32 ha (0.43)ha	R7.6.1 ~R7.9.1	柴内	植付年度R6 刈幅1.6m
3	下刈(筋刈)	機械・人力	3110 ろ	0.26 ha (0.35)ha	R7.6.1 ~R7.10.31	花輪	植付年度R2 刈幅1.6m
4	下刈(筋刈)	機械・人力	3174 ろ	2.26 ha (3.08)ha	R7.6.1 ~R7.10.31	花輪	植付年度R2 刈幅1.6m
5	下刈(筋刈)	機械・人力	3174 は	2.05 ha (2.79)ha	R7.6.1 ~R7.9.1	花輪	植付年度R6 刈幅1.6m
6	下刈(筋刈)	機械・人力	3176 の	1.70 ha (2.32)ha	R7.6.1 ~R7.10.31	花輪	植付年度R4 刈幅1.6m
7	下刈(筋刈)	機械・人力	3176 ふ	1.32 ha (1.80)ha	R7.6.1 ~R7.10.31	花輪	植付年度R4 刈幅1.6m
8	下刈(筋刈)	機械・人力	3151 は	1.72 ha (2.35)ha	R7.6.1 ~R7.9.1	八幡平	植付年度R5 刈幅1.6m
9	下刈(筋刈)	機械・人力	3162 は	1.86 ha (2.54)ha	R7.6.1 ~R7.10.31	八幡平	植付年度R3 刈幅1.6m
10	下刈(筋刈)	機械・人力	3162 に	0.84 ha (1.15)ha	R7.6.1 ~R7.10.31	八幡平	植付年度R3 刈幅1.6m
11	下刈(筋刈)	機械・人力	3162 に1	4.04 ha (5.51)ha	R7.6.1 ~R7.10.31	八幡平	植付年度R3 刈幅1.6m
12	下刈(全刈)	機械・人力	3162 り	4.20 ha	R7.6.1 ~R7.10.31	八幡平	植付年度R3
13	下刈(全刈)	機械・人力	3162 つ	4.83 ha	R7.6.1 ~R7.10.31	八幡平	植付年度R3
14	下刈(筋刈)	機械・人力	3166 と	4.21 ha (5.73)ha	R7.6.1 ~R7.10.31	八幡平	植付年度R3 刈幅1.6m
15	下刈(筋刈)	機械・人力	3166 ら	1.42 ha (1.94)ha	R7.6.1 ~R7.10.31	八幡平	植付年度R3 刈幅1.6m
16	下刈(筋刈)	機械・人力	3168 む	0.34 ha (0.47)ha	R7.6.1 ~R7.9.1	八幡平	植付年度R6、刈幅1.6m 筋刈試験地のため特に注意して作業すること
17	下刈(全刈)	機械・人力	3168 う	0.53 ha	R7.6.1 ~R7.9.1	八幡平	植付年度R6 全刈試験地のため特に注意して作業すること
18	下刈(全刈)	機械・人力	3170 ん	7.76 ha	R7.6.1 ~R7.10.31	八幡平	植付年度R3
19	下刈(全刈)	機械・人力	3172 そ	1.85 ha	R7.6.1 ~R7.10.31	八幡平	植付年度R3

事業内訳書

造林事業請負(花輪地区) No.2

記入 番号	作業種	作業手段	林小班	数 量	事業期間	担当区	備 考 材料品等
20	下刈(筋刈)	機械・人力	3172 ㍓	3.55 ha (4.84)ha	R7.6.1 ~R7.10.31	八幡平	植付年度R3 刈幅1.6m
21	下刈(筋刈)	機械・人力	3172 ㍓1	1.55 ha (2.11)ha	R7.6.1 ~R7.10.31	八幡平	植付年度R3 刈幅1.6m
	計			47.12 ha			

別紙 2

技術提案事項の履行確保

請負者は、令和 年 月 日付けで提出のあった技術提案書で提示した技術等については、次のとおり評価された項目及び内容の履行を確保するものとする。

項 目	評価	内 容
事業計画の工程管理		事業計画の工程管理及び工程管理に係わる工夫・提案
事業の計画・実施に係わる提案		事業計画上の考慮事項に係わる工夫・提案
		自然環境への配慮、生産性向上に係わる工夫・提案
		品質管理に係わる工夫・提案
		安全対策に係わる工夫・提案

(注) 評価された項目について (○印) を記載

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、米代東部森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。

◎ 下列条件因子表

[illegible]

造林（治山）事業特記仕様書

造林事業記録写真仕様書

（写真の提出）

- 1 作業記録写真は、地拵、植付、仮植、各保育作業の管理に役立たせるために撮影するものであり、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督員に提出しなければならない。
なお、提出部数については、造林事業については2部、治山事業については3部、提出するものとする。

（準備器材）

- 2 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
ア 写真機（予備を用意しておく）
イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。
ウ 植付苗木の規格を測定する際には、スケール等を使用する。

（写真撮影）

- 3 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
ア 被写体には、必ず2.イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。
ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ（7.6cm×11.2cm）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
オ 作業前、作業中、作業後の状況を、全箇所（小班）を撮影することとする。

（写真整理）

- 4 撮影箇所毎（作業前・作業中・作業後）に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黒板の不明瞭なものは、黒板記載事項及び作業内容を記述する。

（デジタル写真）

- 5 デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
イ 記録形式はJ P E Gとし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。
ウ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

（その他）

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

下刈作業仕様書

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（刈払い）

- 3 刈払いに際しては、植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。
 - (1) 植栽木等の生育に支障となるササ、雑草木、つる類、その他の植生を除去するため、全刈を行わなければならない。
ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。
また、溪畔周辺については、草類のみを刈払い、灌木類については刈払わないこと。
 - (2) 刈払いの方向は、植栽木の折損を防止するため、植列に沿って行うが具体的には監督職員の指示に従わなければならない。
 - (3) 刈高は周辺植栽木の高さ 1/3 以下とすること。
 - (4) 植栽木等にかからまっているつる類は根元から取り除くこと。
 - (5) 二又以上の植栽木等を発見した時は、生育旺盛な、形質のよいものを残して 1 本立てとし、分かれ目をできるだけ短くして切除しなければならない。
 - (6) 検査の支障とならないように（部分）完了届を提出し（月 2 回程度）、部分検査を受けなければならない。また、2 回刈作業の場合は、1 回目刈払い終了後の（部分）完了検査を受けてから着手しなければならない。

（苗木の許容損傷率）

- 4 下刈作業における苗木の許容損傷率は下記のとおりとする。

樹 種	林 令	1 (2)	2 (3)	3 (4)	4 (5)	5 (6)	6 (7)
		8 %	8 %	6 %	6 %	4 %	4 %
ス	ギ	8	8	6	6	4	4
カ	ラ マ ツ	8	8	6	6	4	4
そ の 他 針		8	8	6	6	4	4
広 葉 樹		8	8	6	6	4	4

林令（ ）は秋植の場合

- 5 上記の許容損傷率を超えた場合は、その超えた率に応じて、調査の上当局で定める幼齢補償により算定した額を損害賠償として請求するものとする。
ただし、許容損傷率を確保するに見合う苗木（林齢相当）本数を、請負者が補植出来る場合には、損害賠償を請求しないものとする。（植栽時期を考慮して植付を実行するが具体は署の指示による）

（作業歩道の作設）

- 6 作業歩道は、幅員 0.5m の刈払いを行い、歩行に支障のないように刈払い物を取り片付けしなければならない。

（有用天然木の範囲）

- 7 針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

（その他）

- 8 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

下刈（筋刈）作業仕様書

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（刈払い）

- 3 刈払いに際しては、植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。
- (1) 植栽木等の生育に支障となるササ、雑草木、つる類、その他の植生を除去するため、下記の 4 刈り払い仕様に従い筋刈りを行わなければならない。
- ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。
- また、溪畔周辺については、草類のみを刈払い、灌木類については刈払わないこと。
- (2) 刈払いの方向は、植栽木の折損を防止するため、植列に沿って行うが具体的には監督職員の指示に従わなければならない。
- (3) 刈高は周辺植栽木の高さ $1/3$ 以下とすること。
- (4) 植栽木等にかからまっているつる類は根元から取り除くこと。
- (5) 二又以上の植栽木等を発見した時は、生育旺盛な、形質のよいものを残して 1 本立てとし、分かれ目をできるだけ短くして切除しなければならない。
- (6) 検査の支障とならないように（部分）完了届を提出し（月 2 回程度）、部分検査を受けなければならない。また、2 回刈作業の場合は、1 回目刈払い終了後の（部分）完了検査を受けてから着手しなければならない。

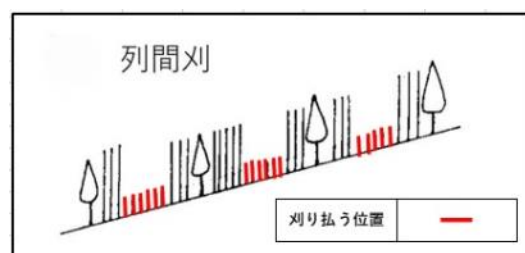
（刈払い仕様）

- 4 刈り払いについては、植栽木の列間を刈り払うこととする。
- また、傾斜 15° 以上の場合、筋刈は等高線上の列間刈を基本とする。

【刈り払いイメージ】

刈り幅については下記のとおりとする。

刈払方法	刈幅	その他
筋刈	事業内訳書のとおり	



（苗木の許容損傷率）

- 5 下刈作業における苗木の許容損傷率は下記のとおりとする。

樹 種	林 令	1 (2)	2 (3)	3 (4)	4 (5)	5 (6)	6 (7)
		8 %	8 %	6 %	6 %	4 %	4 %
ス	ギ	8	8	6	6	4	4
カ	ラ マ ツ	8	8	6	6	4	4
そ の 他	針	8	8	6	6	4	4
広	葉 樹	8	8	6	6	4	4

林令（ ）は秋植の場合

- 6 上記の許容損傷率を超えた場合は、その超えた率に応じて、調査の上当局で定める幼齢補償により算定した額を損害賠償として請求するものとする。

ただし、許容損傷率を確保するに見合う苗木（林齢相当）本数を、請負者が補植出来る場合には、損害賠償を請求しないものとする。（植栽時期を考慮して植付を実行するが具体は署の指示による）

（作業歩道の作設）

- 7 作業歩道は、幅員 0.5m の刈払いを行い、歩行に支障のないように刈払物を取り片付けしなければならない。

（有用天然木の範囲）

- 8 針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

（その他）

- 9 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

通勤路整備にかかる特記仕様書

雑草木の繁茂により通勤路の安全運行に支障がある場合、林道等の雑草木の刈り払い作業を指示する場合がある。

刈払機作業時の安全対策に係る特記仕様書

別紙に定める様式に従い、事業計画書中に『刈払機作業時の安全確保対策』を追加し提出すること。

刈 払 機 作 業 時 の 安 全 確 保 対 策

使用機械及びタイプ別リスクとその対策

[illegible]

刈 払 機 作 業 時 の 安 全 確 保 対 策 （ 記 入 例 ）

使用機械及びタイプ別リスクとその対策

使用機械タイプ	リ ス ク	安 全 対 策
腰付・U字ハンドル	U字ハンドル接合部分に金属疲労が生じている可能性がある。	日々の始業時に点検する。
背負式・U字ハンドル	体のバランスを崩したとき又は転倒した際に自らの体を切創する危険性がある。	切創防止のために濡あて等の完全着用を図る。
襷掛け・U字ハンドル	体のバランスを崩したとき又は転倒した際に自らの体を切創する危険性がある。	股バンドを使用することにより刈刃が体に接触することを未然に防止する対策を講じる。
背負式・竿タイプ	体のバランスを崩したとき又は転倒した際に自らの体を切創する危険性がある。	急傾斜地での使用を制限する。機械タイプ・ハンドルタイプの変更を検討する。
襷掛け・竿タイプ	体のバランスを崩したとき又は転倒した際に自らの体を切創する危険性がある。キックバック時に機械をコントロールできなくなり災害の原因となる可能性がある。	災害事例を周知することにより、自らを傷つけてしまう恐れのある機械作業であることを各自に意識させるとともにセーフティパンツ着用を図る。

国土強靱化関連事業における工事看板の取扱いについての特記仕様書

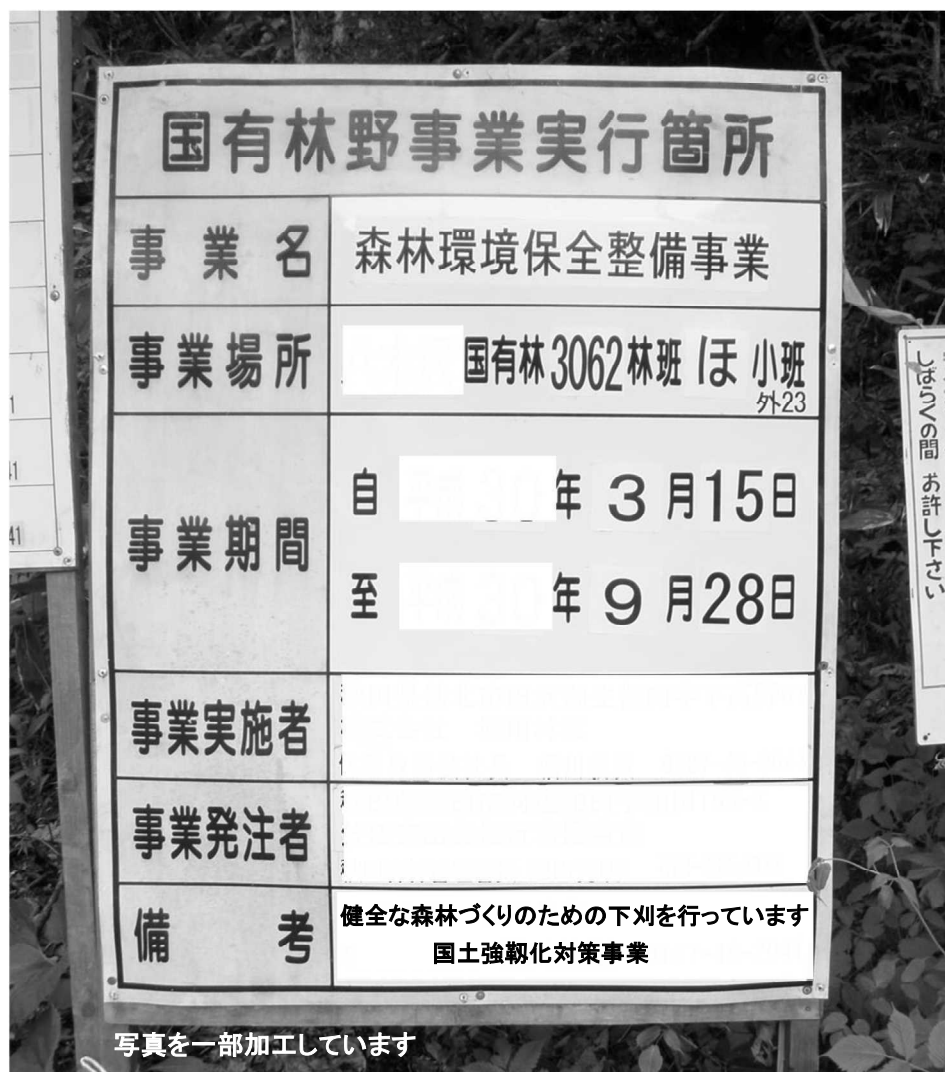
次のとおり工事看板に国土強靱化対策事業であることを記載し、地域住民等に対して発信することとします。

1. 工事看板の記載内容

健全な森林づくりのための〇〇（地拵／植付／下刈／除伐／除伐Ⅱ類／獣害対策）を行っています
国土強靱化対策事業

2. 留意事項

造林事業請負標準仕様書第4条第7項により設置を義務付けしている看板等とは別に、新規で看板を制作することは不要です。これまで設置していた看板等に、上記「1. 工事看板の記載内容」の文章を追加してください。



看板等への記載イメージ

事業名 造林事業請負（花輪地区、下刈）

入札説明書等に対する質問回答書

入札説明書等に対する質問事項	質問事項に対する回答